津和野町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱基準の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和８年９月１日

津和野町教育委員会教育長　岩　本　要　二

教育委員会訓令第１号

津和野町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱基準の一部を改正する訓令

津和野町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱基準(平成17年教育委員会訓令第３号)の一部を次のように改正する。

第１の４の（１）中「教職員又は児童・生徒(以下「生徒等」という。)の同乗を認めるときは、運転経験が３年以上であるとき。」を「益田教育事務所管内での使用に限っては運転経験１年未満の教職員が自家用車を公務に使用することを認めることができる。」に、第１の４中「（２）」を「（３）」に、「（３）」を「（４）」に、「（４）」を「（５）」に、「（５）」を「（６）」に、「（６）」を「（７）」に、「（７）」を「（８）」に、「（８）」を「（９）」に改める。

第１の４に次の各号を加える。

（２）教職員又は児童・生徒(以下「生徒等」という。)の同乗を認めるときは、運転経験が３年以上であるとき。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。